

五九 平成三年（仲）第一〇号事件

- 工事代金の残金を発注者及び発注者の保証人に支払いを命じた事例
- 被申請人側は、その関係人を含めて本件審理期日に出頭せず、答弁書及び証拠の提出もしないため、申請人提出の証拠等により、申請人の主張を認めた事例

申 請 人　請 負 人
被申請人　個人発注者

個人保証人

仲裁合意　四会連合協定・工事請負契約約款第三〇条に基づく別紙仲裁合意書
申請年月日　平成四年三月二六日

仲　裁　判　断

申 請 人　静岡県

A 株式会社

代表者代表取締役

B

大阪府

右申請人代理人弁護士

C

被申請人 奈良県

D

E」とF

当事者間の平成3年(仲)第一〇号仲裁申請事件について、当審査会は、次のとおり判断する。

主 文

被申請人らは申請人に対し各金三五、六五二、七一〇円及びこれに対する平成3年八月一日から支払済みに至るまでの年三六・五%の割合による金員を支払え。

事 実

I 申請人の主張

申請人は主文同旨の判断を求めて次のとおり主張した。

一 工事請負契約の締結

申請外G株式会社(被申請人Fが代表取締役、同Dが取締役に就いている。)の所有に係る建物の内装工事の施工に関し、注文主被申請人D及び請負人申請人間において平成2年五月二六日に下記のとおり請負契約が締結さ

れた。

請負代金 八九、七一三、〇〇〇円

工 期 着手 平成二年一月一日

完成 平成三年一月三一日

その後追加工事（消費税込請負代金九三九、七一〇円）の施工に伴い、請負代金総額九〇、六五二、七一〇円の支払方法等について、当事者間合意により

当初契約成立時 一五、〇〇〇、〇〇〇円

平成三年一月末日 二四、九〇五、〇〇〇円

同年二月末日 二四、九〇五、〇〇〇円

完 成 引 渡 時 二五、八四二、七一〇円（残額全部）

とすることとした。

二 債務保証契約の締結

上記一の工事請負契約の成立に際し被申請人Fと申請人との間において同被申請人が被申請人Dの申請人に対する債務につき保証人としてその責に任すべきことを約定した。

三 仲裁契約の成立

上記一の工事請負契約につき生じた紛争については、建設業法による建設工事紛争審査会の仲裁に付する旨の合意が注文主被申請人D、請負人申請人及び保証人被申請人F間において上記一の工事請負契約において成立した。

四 工事の完成引渡

申請人は上記一の工事請負契約に係る全工事を完成して平成3年3月28日に被申請人Dに対しその引渡を完了した。

五 請負代金支払いの履行遅滞

被申請人Dは上記一の請負代金総額九〇、六五二、七一〇円のうち合計六五、〇〇〇、〇〇〇円を平成3年3月25日までに支払ったが、残代金二五、六五二、七一〇円の支払いを遅滞して今日に至っている。

六 申請人は、主たる債務者被申請人D及び保証人被申請人Fに対し、それぞれ

(1) 請負代金残額 二五、六五二、七一〇円

(2) 支払期日(工事完成引渡時平成3年3月28日)の後である平成3年8月1日以降支払済みに至るまでの年三六・五%の割合による約定遅延損害金

の支払いを求める。

よつて、上「右」記三の仲裁契約に基づき主文同旨の仲裁判断を求めて本件申請に及んだ。

II 証拠

甲第一号証の一から四まで、第二号証から第五号証まで、第六号証の一、二、第七号証の一、二、第八号証から第一〇号証まで、第一一号証の一から一〇まで、第一二号証の一から五まで、第一三号証から第一五号証まで。検甲第一号証から第七号証まで。

証人 H、I、J

III 被申請人らの対応

被申請人らはその関係人を含めて、いずれも本件審理期日に出頭せず、答弁書及び証拠の提出もしない。

理由

IIの証拠資料により、申請人主張の上「右」記Iの一から五までの事実を認めることができる。
上「右」記認定事実によれば、上「右」記Iの六に掲げる申請人の請求は理由があるといわなければならぬ。よって、主文のとおり判断する。

平成五年一月二九日

中央建設工事紛争審査会

仲裁委員 中川幹郎
仲裁委員 古川修
仲裁委員 渡邊敬三